ＳＳ活動通信　7月号

年間計画								
	4月	未成年者飲酒･喫煙防止	7月	未成年者飲酒･喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	未成年者飲酒･喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう！「年齢確認」
お酒・たばこと成人向け雑誌

年齢確認

行動のポイント

未成年者に「この店では買える」と思われない ことが重要です！

夏休みは解放感から気持ちも緩みがちになり一層の注意が必要です。購入者が未成年か２０歳代と思われる場合は、必ず証明書による年齢確認を行い、成人と確認できない場合は毅然と販売をお断りしましょう。（成人向け雑誌は１８歳以上）
相手が引き下がらない場合は１１０番通報も辞さない対応をしましょう。

◆毎年７月は「未成年者喫煙防止強化月間」です。
訴求ツールにて年齢確認への協力を呼びかけましょう。

◆未成年者に販売した従業員は、最高５０万円の罰金の対象になる事があります。

◆年齢確認が出来る証明書として、統一ガイドラインを定めています。

＜ＪＦＡ統一ガイドライン（年齢確認が出来る証明書）＞　※いずれもコピーは不可
運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効) 等
※１９９６年（平成８年）生まれで誕生日を迎えた方が２０歳以上です。　（成人向け雑誌は１８歳以上）

【SS Topics】「ＳＳ表彰」事例紹介　― 特殊詐欺を未然防止した事例―

◆常連の70歳代の女性のお客様が携帯電話で話しながら、店内のＡＴＭを操作していた。様子がおかしいと感じた店長と従業員は、お客様にお声掛けをしてＡＴＭの操作を中止していただいた。事情を伺ったところ、振り込め詐欺の可能性があったため、警察に通報を行い、詐欺被害を未然に防止することができた。

←確認したら
サインしましょう

発行：2016年6月

ＳＳ広場